

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長久手市
- 二 構造改革特別区域の名称 長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長久手市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）